令和5年6月市議会定例会議提出議案

令和5年 月 日提出

区分	件数
予算関係	3
条例関係	13
その他議案	7
報 告	10
計	33



*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係 その①】

- 1 議案第 号 令和5年度福島市一般会計補正予算(第2号)
- 2 議案第 号 令和5年度福島市一般会計補正予算(第3号)
- 3 議案第 号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計 補正予算(第1号)

【条例関係 その①】

4 議案第 号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1)個人住民税(均等割分)

令和6年度より森林環境税(国税)を合算して課税

	改正前	改正後
個人市民税	3,500円	<u>3,000円</u>
個人県民税	2,500円	<u>2,000円</u>
森林環境税	_	<u>1,000円</u>
合計	6,000円	6,000円

※課税総額に増減はありません

- (2) 軽自動車税
 - ①グリーン化特例減税の適用期限を3年延長

対 象: 令和8年3月31日までに取得の環境負荷の小さい軽自動車

②新たな課税区分を設定

特定小型原動機付自転車(電動キックボード): 2,000円/台

(3)固定資産税

マンションの長寿命化工事を実施した場合の減税措置を新設

※区分所有のマンション(分譲)が対象

①築20年以上が経過している

②総戸数が10戸以上である

③過去に長寿命化工事を行っている

④管理計画が市から認定されたマンションである

(R3.9.1以降に修繕積立金を一定基準まで引き上げたことが必要)

※市の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直しをしたマンションも対象





固定資産税の減税 (長寿命化工事完了翌年度の 建物部分の1/3)

長寿命化工事を実施

(外壁塗装工事、床防水工事、屋根防水工事)

※R5.4.1~R7.3.31に完了した工事が対象

【(1)は令和6年1月1日から、(2)と(3)は公布の日から施行】 ※ただし、(2)の②は令和5年7月1日から施行

【条例関係 その②】

5 議案第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンション維持管理の適正化を促進するための改正を行う。

【主な改正内容】

マンション管理計画認定申請手数料を新設(区分所有のマンション(分譲)が対象)

- ・適正な維持管理を行っているマンションを市が認定
- ・築20年以上が経過したマンションにあっては、認定を受ける等の要件を満たしたうえで長寿命化工事を実施した場合、建物部分の固定資産税が工事の翌年度1/3減税される。

【条例関係 その③】

6 議案第 号 福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する 条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、天然芝コートを含めた一体的管理を指定管理者に委託するための改正を行う。

【主な改正内容】

天然芝コートの管理方法を変更 直営 ⇒ 指定管理者

【条例関係 その④】

7 議案第 号 福島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する 条例制定の件

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年10月1日開始の適格請求書 等保存方式(インボイス制度)に対応するための改正を行う。

(令和5年10月1日から施行)

【条例関係 その5】

8 議案第 号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法など関係する法律等が整理されたことから、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項および用語の改正

【条例関係 その⑥】

9 議案第 号 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

「安全計画の策定等にかかる経過措置」および「障がい児の送迎用自動車を 運行する場合のブザー等の設置にかかる経過措置」を**準用する事業を追加**

【条例関係 その⑦】

10 議案第 号 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

課税限度額の引上げ、税率等の見直し及び18歳以下の子どもの2人目以降の均等割減免の所得制限の廃止を行うための改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 課税限度額の引上げ 102万円 ⇒ <u>104万円</u>
- (2) 軽減判定所得の基準額見直し ⇒ 2割および5割軽減の基準額を引上げ
- (3)保険税率の見直し

		改正前		改正後		
区分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.60%	2.70%	2.80%	<u>6.50%</u>	<u>2.60%</u>	<u>2.60%</u>
均等割額 (1人あたり)	18,700円	7,300円	10,000円	19,700円	7,800円	10,000円
平等割額 (1世帯あたり)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円

(4) 18歳以下の子ども(2人目以降)の均等割減免 ⇒ 所得制限の廃止

【条例関係 その⑦ 参考資料 】

"市独自"事業を さらに拡充!!

多子世帯の国民健康保険税の負担を軽減します!!

~18歳以下の2人目以降の子どもの均等割額を一律に全額減免~

改正前

改正後

世帯の総所得金額 (基礎控除後)	1人目	2人目以降
600万円以下	27,500円	0円
600万円超	27,500円	27,500円

世帯の総所得金額 (基礎控除後)	1人目	2人目以降
600万円以下	27,500円	0円
600万円超	27,500円	

【条例関係 その8】

11 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の 減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災に係る国民健康保険税の減免について、新たに国の財政支援が示されたため改正を行う。

【主な改正内容】

震災当時、富岡町に居住していた方のうち、令和5年4月1日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除となった地区の方の国民健康保険税を引き続き減免とする。

【条例関係 その9】

12 議案第 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例 の一部を改正する条例制定の件

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康 保険税の令和4年度相当分の減免を行うための改正を行う。

【主な改正内容】

令和5年3月31日までに国民健康保険の資格を取得し、令和5年4月1日 以降に納期が到来する**令和4年度相当分を減免**

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置は令和4年度にて終了

【条例関係 その⑩】

13 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に 関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災に係る介護保険料の減免について、新たに国の財政支援が示されたため改正を行う。

【主な改正内容】

震災当時、富岡町に居住していた方のうち、令和5年4月1日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除となった地区の方の介護保険料を引き続き減免とする。

【条例関係 その①】

14 議案第 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する介護保険料の減免に関する条例の 一部を改正する条例制定の件

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険 料の令和4年度相当分の減免を行うための改正を行う。

【主な改正内容】

令和5年3月31日までに介護保険の資格を取得し、令和5年4月1日以降に納期が到来する**令和4年度相当分を減免**

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置は令和4年度にて終了

【条例関係 その⑫】

15 議案第 号 福島市健康福祉センター条例の一部を改正する 条例制定の件

あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業の実施に伴い、併設の屋内ゲートボール 場を廃止する改正を行う。

【条例関係 その13】

16 議案第 号 福島市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年10月1日開始の適格請求書 等保存方式(インボイス制度)に対応するための改正を行う。

(令和5年10月1日から施行)

【その他議案 その1】

17 議案第 号 福島県市町村総合事務組合規約変更の件

福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させ、及び規定を整備するため、事務組合規約を変更する。

【主な変更内容】

- (1)田村広域行政組合脱退による規約からの削除
- (2) 事務組合規約の横書き化

※地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づく 一部事務組合にかかる規約変更

(知事の許可のあった日から施行)

【その他議案 その②】

- 18 議案第 号 工事請負契約の件
 - ((仮称)市民センター整備事業 立体駐車場工事)

(仮称) 市民センター整備事業 立体駐車場工事について、請負契約を締結する。

- (1) 契約金額 1, 122, 000, 000円
- (2) 契約の相手方 菅野・松崎特定建設工事共同企業体

代表者 菅野建設株式会社 代表取締役 菅野日出喜

- (3) 履行期限 令和6年9月30日
- 19 議案第 号 工事請負契約の件

(福島市旧破砕工場等解体工事)

福島市旧破砕工場等解体工事について、請負契約を締結する。

- (1) 契約金額 181,500,000円
- (2) 契約の相手方 阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体

代表者 阿部建材工業株式会社 代表取締役 阿部 茂之

(3)履行期限 令和6年10月31日

【その他議案 その③】

20 議案第 号 工事請負契約の一部変更の件 (余目小学校屋内運動場改築事業 建築本体工事)

施工工程に変更が生じたため、工事期限を変更する。

(1) 工事期限 令和5年8月18日 → 令和5年9月29日

21 議案第 号 財産取得の件(除雪ドーザ)

除雪ドーザを1台取得する。

- (1) 取得金額 20,790,000円
- (2) 契約の相手方 コマツ福島株式会社 福島支店 支店長 阿蘇 知之
- (3)納期 令和6年6月28日

22 議案第 号 財産取得の件(消防ポンプ自動車)

消防ポンプ自動車を1台取得する。

- (1) 取得金額 21,835,000円
- (2) 契約の相手方 株式会社ネイチャー 代表取締役 山本 努
- (3)納期 令和7年3月31日

【その他議案 その4】

23 議案第 号 財産処分の件

分譲用地として造成した福島おおざそうインター工業団地の一部(F区画)を処分する。

- (1) 所 在 福島市大笹生字宮ノ下1番1ほか
- (2) 面 積 28, 183. 13㎡
- (3) 処分額 490, 386, 462円
- (4) 処分先 日東工器株式会社 代表取締役社長 小形 明誠

【報告 その①】

24 報告第	号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
25 報告第	号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
26 報告第	号	福島市一般会計予算の事故繰越しの件
27 報告第	号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
28 報告第	号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
29 報告第	号	福島市下水道事業会計予算の継続費繰越しの件
30 報告第	号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
31 報告第	号	福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算の 繰越明許費繰越しの件
32 報告第	号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
33 報告第	号	専決処分報告の件



令和5年度 6月補正予算の内容 ①

(一般会計補正予算 第2号)

1. 物価高騰対策(令和5年度第2弾)



補正予算額(一般会計)

13億909万円

(単位 千円)

事業費	財源内訳				
合 計	玉	県	市債	その他	一般財源
1, 309, 085	_	_	_	_	1, 309, 085

【参考】令和5年度予算累計額(一般会計)

1,173億9,593万円



NO.



物価高騰対策 (令和5年度 第2弾) 8億3,745万円

(単位 千円)

声 光 弗 △ 辶	財源内訳				
事業費合計	国	県	市債	その他	一般財源
837, 445	_	_			837, 445

(一般財源837,445千円のうち623,812千円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

【参考】 令和5年度物価高騰対策累計

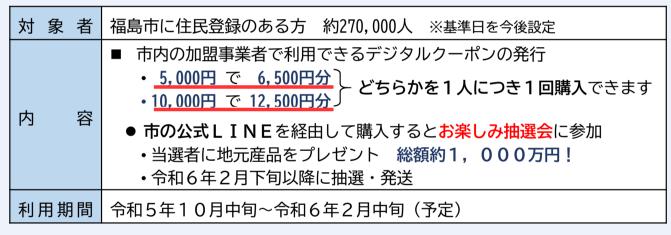
22億2,429万円

物価高騰対策(令和5年度第2弾)

福デジくん 福島市デジタルくーぽん

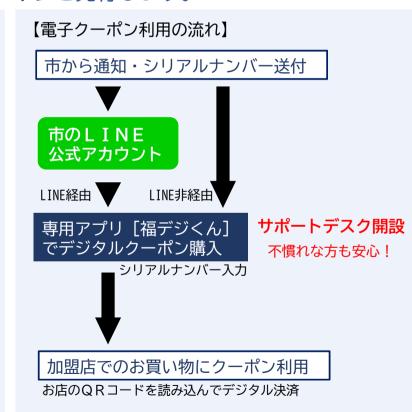
補正額:814,000千円

エネルギー・食料品等の物価高騰に直面する市民生活の支援と、需要喚起により地域経済の下支えを図るため、 また、市民生活の利便性を高めるデジタル化を推進するため、**電子クーポン**を発行します。



【スケジュール】





物価高騰対策(令和5年度第2弾)

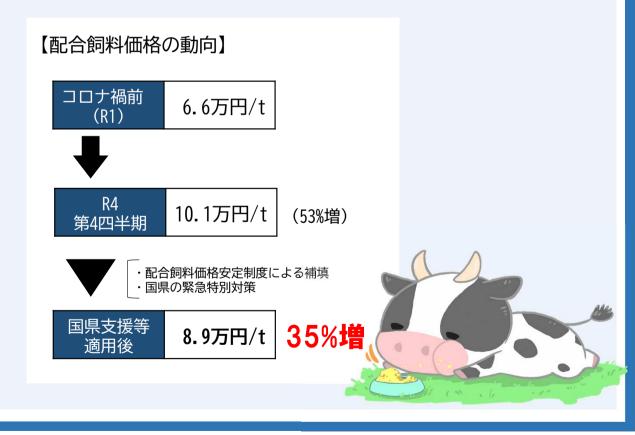
飼料価格高騰緊急対策

補正額:23,445千円

ウクライナ情勢等に伴う穀物価格の上昇によって飼料価格が高騰していることから、牛を飼育する農家の経営の安 定を図るため、飼育種別・頭数に応じた支援を実施します。

- (1) 対象者/市内畜産農家
- (2)対象畜種/月齢4ヶ月以上の牛
- (3)支援内容/種別頭数に応じた定額補助(上限1戸500万円)
 - 補助額は種別ごとの飼養に要する配合飼料の量に応じて段階化

種別		1頭当たりの 補助額	推計頭数
乳用牛		22,000円	1,150頭
# ##	肥育牛	17,000円	350頭
肉用牛	繁殖牛	3,000円	300頭





令和5年度 6月補正予算の内容 ②

(一般会計補正予算 第3号)

- 1. 未就園児定期預かりモデル事業
- 2.(仮称)もりあい認定こども園整備
- 3. 中心市街地の空き店舗の活用(予算額の追加)
- 4. 企業立地促進



補正予算額(一般会計)

5億2,384万円

(単位 千円)

事業費	財源内訳				
合 計	玉	県	市債	その他	一般財源
523, 841	18, 094	110, 057	31,600	_	364, 090

【参考】令和5年度予算累計額(一般会計)

1,179億1,977万円



1. 未就園児の定期的な預かりモデル事業

補正額:8,083千円

集団生活の機会を通じて児童の成長を促すとともに、施設の利用促進の方法、支援を要する家庭等の確認方法や 保護者に対する関り方などを具体的に検証するため、定員に空きのある公立幼稚園等で未就園児を定期的に預かる モデル事業を実施します。

実	施	施	設	ふくしま信陵子育て支援センター	市立清水幼稚園
対	象	児	童	0~2歳児	3~5歳児
受	入	人	数	6名(各年齢2名)	15名(各年齢5名)
内			容	3 週1~2回、3時間程度の預かり 週1~2回、3時間程度の預かり	
実	施	期	間	令和5年7月~令和6年1月	令和5年7月~令和6年1月
利	用	料	金	0~1歳児/1時間当たり700円2歳児/1時間当たり600円	3歳児以上につき 無料

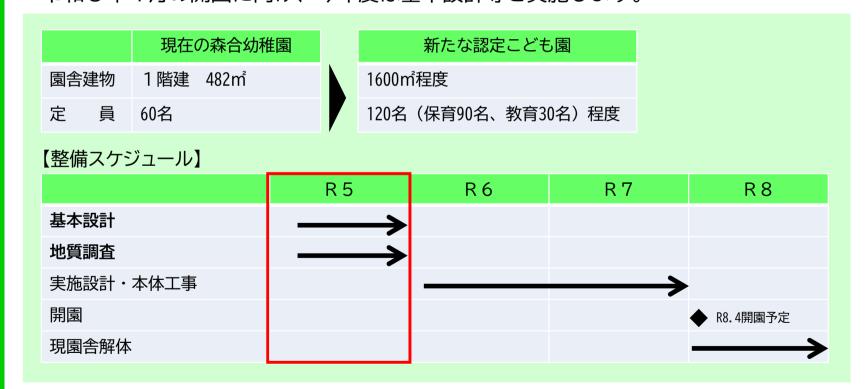
[※]全国で31自治体が、こども家庭庁の新たな補助金を活用してモデル事業に取り組みます(県内では本市のみ)。



2. (仮称) もりあい認定こども園整備

補正額:20,300千円

森合幼稚園を認定こども園に建替え整備し、保育の受け皿を確保するとともに、拠点施設として地域の幼児教育・保育の質向上やインクルーシブ教育・保育の推進、休日保育等多様な保育ニーズへの対応を図ります。 令和8年4月の開園に向け、今年度は基本設計等を実施します。



【整備予定地】





3. 空き店舗活用支援

補正額:50,000千円

中心市街地等における新規出店数の高まりから、空き店舗活用支援の事業費に不足が見込まれるため、予算額を 追加し、コロナ禍から回復を見せている街なかの賑わいを継続して後押しします。

街なか空き店舗出店支援 (家賃補助)

補正額:25,000千円

中心市街地等の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する事業				
対象経費	店舗等の賃借料			
支援内容	<出店1年目の場合> ①新規創業者 10/12以内 (月25万円・年300万円上限) ②一般店舗 8/12以内 (月20万円・年240万円上限)			
想定件数	(当初) (補正後) 71件 → 102件			

街なか再生リノベーション支援

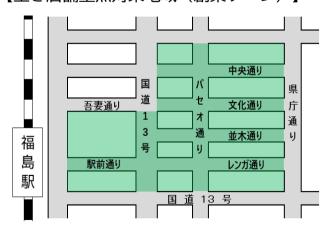
補正額:25,000千円

対象事業	開業のために創業ゾーンにおける空 き店舗をリノベーションする事業
対象経費	リノベーションに要する工事費等
支援内容	①各種産業 1/2以内 (200万円上限) ②クリエイティブ産業 2/3以内 (200万円上限)
想定件数	(当初) (補正後) 10件 → 33件

【中心市街地の空き店舗数の推移】



【空き店舗重点対策地域(創業ゾーン)】





4. 企業立地促進

補正額: 155, 533千円

企業立地促進条例による奨励措置の適用を決定した市内立地企業に対し、用地取得助成金、雇用奨励助成金、 操業奨励助成金を交付します。

■ 用地取得助成金



日東工器株式会社

- ・福島おおざそうインター工業団地 (F区画/約28,000㎡)
- ・省力化機械工具、建築機器の製造
- ・投下固定資産総額 約152億円(予定)
- ・従業員 170人(予定)



■ 雇用奨励助成金



NITTOKU株式会社 (飯野町に立地)

■ 雇用奨励助成金 及び 操業奨励助成金



株式三栄精機製作所

株式会社三栄精機製作所

(福島工業団地に立地)

ワイヤーハーネス専業メーカーの トモト電子工業株式会社 トモト電子工業株式会社

(福島おおざそうインター 工業団地に立地)